

JIS

低圧電気設備－第 7-712 部：
特殊設備又は特殊場所に関する要求事項－
太陽光発電設備

JIS C 0364-7-712 : 2025
(IEC 60364-7-712 : 2017)

令和 7 年 1 月 20 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第二部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	熊田 亜紀子	東京大学
(委員)	青木 真理	川崎市地域女性連絡協議会
	岡田 香織	一般財団法人日本消費者協会
	上参郷 龍哉	一般財団法人電気安全環境研究所
	清水 洋隆	一般社団法人電気設備学会
	高尾 登	IEC/ACTAD 国内委員 (東京電力ホールディングス株式会社)
	田原 房枝	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	松岡 雅子	株式会社 UL Japan
	松木 隆典	電気事業連合会
	本吉 高行	一般社団法人電気学会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 20.3.20 改正：令和 7.1.20

官 報 掲 載 日：令和 7.1.20

原案作成協力者：一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第二部会 (部会長 古関 隆章)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 熊田 亜紀子)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省イノベーション・環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail:jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
712 太陽光発電設備	1
712.1 適用範囲	1
712.2 引用規格	2
712.3 用語及び定義	4
712.31 目的, 電源及び構成	9
712.4 安全保護	16
712.41 感電保護	17
712.410 概要	17
712.412 保護手段: 二重絶縁又は強化絶縁	17
712.414 保護手段: SELV 又は PELV による特別低電圧	17
712.42 熱の影響に対する保護	17
712.421 電気機器に起因する火災に対する保護	17
712.43 過電流保護	18
712.432 保護装置の種類	19
712.433 過負荷保護	20
712.434 短絡電流に対する保護	23
712.44 妨害電圧及び電磁妨害に対する保護	23
712.443 大気現象又は開閉による過渡過電圧に対する保護	23
712.444 電磁的影響に対する手段	24
712.5 電気機器の選定及び施工	24
712.51 一般事項	24
712.511 規格への適合	25
712.512 運転条件及び外的影響	25
712.513 接近性	26
712.514 識別	26
712.515 有害な相互影響の防止	28
712.52 配線設備	29
712.521 配線設備の種類	29
712.522 外的影響に関する配線設備の選定及び施工	31
712.523 許容電流	32
712.524 導体の断面積	32
712.525 需要家設備における電圧降下	33
712.526 電氣的接続	33
712.527 火災の拡大を最小にするための配線設備の選定及び施工	34

	ページ
712.528 配線設備と他の供給設備との接近	34
712.529 清掃を含む保守性に関する配線設備の選定及び施工	34
712.53 断路, 開閉及び制御	34
712.531 電源の自動遮断による間接接触保護 (故障保護) 用の装置	35
712.532 熱的影響に対する保護のための装置及び予備装置	37
712.533 過電流保護装置	38
712.534 過渡過電圧保護のための機器	39
712.536 断路及び開閉	41
712.54 接地設備及び保護導体	42
712.542 接地設備	42
712.55 その他の機器	42
712.6 検査及び試験	43
附属書 A (参考) PV 設備情報	44
附属書 B (規定) $U_{OC\ MAX}$ 及び $I_{SC\ MAX}$ の計算	47
附属書 C (参考) 表示の例	49
附属書 D (参考) ブロッキングダイオード	50
附属書 E (参考) PV アレイでのアーク故障の検出及び遮断	54
附属書 F (参考) サムカントリーノート	55
解 説	57

まえがき

この規格は、産業標準化法に基づき、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS C 0364-7-712:2008** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

低圧電気設備—第 7-712 部：特殊設備又は 特殊場所に関する要求事項—太陽光発電設備

Low voltage electrical installations—Part 7-712: Requirements for special installations or locations—Solar photovoltaic (PV) power supply installations

序文

この規格は、2017年に第2版として発行された IEC 60364-7-712 を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

この規格の要求事項は、JIS C 60364 規格群に対して太陽光発電設備に関する要求事項を追加又は置き換えるものである。なお、この規格で採用（引用）している JIS C 60364 規格群は最新版とし、箇条番号及びその題名はそれらに対応している。ただし、JIS C 60364-4-41 は、対応国際規格に従って JIS C 60364-4-41:2010 とする。

箇条番号の付け方は、JIS C 60364-1 の様式〔表 A.1（JIS C 0364, JIS C 60364 規格群の番号体系）及び表 A.2〔JIS C 0364, JIS C 60364（低圧電気設備）規格群の構成〕〕に従っている。712.1～712.3 を除きこの規格を示す固有番号（712）に続く番号が、採用する JIS C 60364 規格群の箇条番号を示している。

この規格では、JIS C 60364 規格群の要求事項を適用し、例えば、この規格の 712.41（感電保護）は、JIS C 60364-4 規格群の要求事項にこの規格の 712.4 に規定している要求事項を追加又は置き換えて適用することを意味している。

712 太陽光発電設備

712.1 適用範囲

この規格は、設備の全体又は一部への電力の供給を意図した PV システムの電気設備について規定する。

PV 設備の機器は、全ての他の機器の場合と同様に、設備内で選定及び適用に関係するところだけを取り扱う。

PV 設備は、PV モジュール又は PV モジュール製造業者が提供するケーブルで直列接続した一組の PV モジュールから始まり、使用者設備又は公共電力供給点（共通接続点）までである。

この規格の要求事項は、次のものに適用する。

- ・ 公共電力配電系統へ接続しない PV 設備
- ・ 公共電力配電系統と並列に接続する PV 設備